



被相続人の死後、相続財産の按分トラブルを回避するための 「被相続人自身が伝える遺言書」 システムの特許を取得

特許番号：特許第7743099号（P7743099）

登録日：令和7年9月12日



ハツ尾 順一

はじめに

今回、「被相続人の死後、喋る遺言書」というシステム開発を行い、特許庁から特許を取得（令和7年9月12日）したので、そのシステムの概要について紹介をする。

このシステムを開発した理由は、「被相続人は、生前に相続人とのトラブルが生じることを嫌うため、相続人ごとの財産分配情報について、被相続人が生前に相続人に伝えることを躊躇うことが多い」ことから、被相続人の死後、被相続人が自分の財産の配分を動画（会話形式）で直接、相続人に伝えることができるようにした。これによって、被相続人が亡くなった後でも、被相続人が相続人に直接、財産の按分について伝えることが可能となり、相続人間のトラブルは回避される可能性が高くなる。

I 基本的な特許請求の範囲

具体的な特許請求内容は、次のとおりである。

「相続支援装置1」は、相続人財産配分情報について、相続人から想定される質問とその質問に対する回答を含む質問回答情報を登録する質問回答登録部、相続人から質問を受け付ける質問受付部、被相続人の死後、前記質問に対する回答を前記質問回答情報を参照して出力する回答出力部とを備え、相続人財産配分情報についての質問で被相続人が生前に相続人に伝えることを躊躇うことが多い質問やその回答を登録しておき、被相続人の死後に出力する。

特許請求の範囲は、次のとおりである。

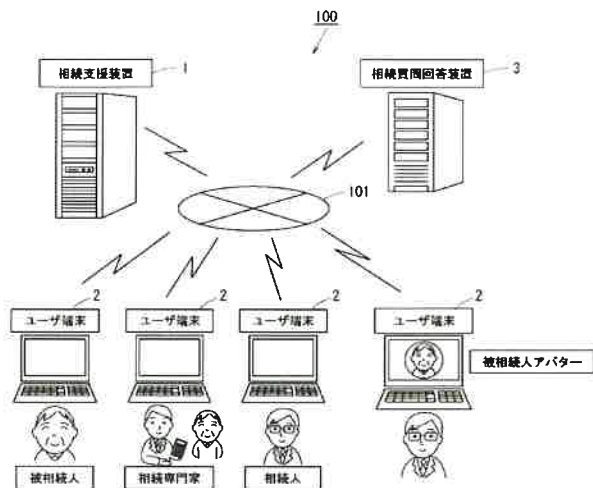
①	被相続人を識別する識別子である被相続人識別子、氏名、生年月日、財産を含む被相続人情報を登録する「被相続人情報登録部」
②	相続人を識別する識別子である相続人識別子、氏名、生年月日、前記被相続人との関係を含む相続人情報を登録する「相続人情報登録部」
③	前記被相続人情報及び前記相続人情報を出力する「出力部」
④	前記被相続人の財産から各々の相続人に配分される財産についての情報である相続人財産配分情報を登録する「相続人財産配分情報登録部」
⑤	前記相続人財産配分情報について、前記相続人から想定される質問とその質問に対する回答を含む質問回答情報を登録する「質問回答登録部」
⑥	相続人から質問を受け付ける「質問受付部」
⑦	前記質問受付部が受け付けた相続人の相続人識別子に対応する相続人財産配分情報を出力する「相続人財産配分情報出力部」
⑧	被相続人の死後、前記質問に対する回答を、前記質問回答情報を参照して出力する「回答出力部」

「被相続人の死後、喋る遺言書」というシステムは、上記の①から⑧までを備える相続支援装置である。

II システムのそれぞれのイメージ

Iの内容を図表にしたものが、下記である。

【本特許システムのイメージ図】



【相続人財産配分情報（個別）登録画面のイメージ案】

8C1

財産種類	変更 不可	被相続人		配偶者		長女		長男		次女		三女	
		特許	譲	特許	譲	特許	譲	特許	譲	特許	譲	特許	譲
現金・預金	☐												
その他の株式	☒												
遺言執行	☐												
死亡退職金	☐												
貸付債権	☐												
合計													
債権													
銀行債権	☐												
合計													
比率													
配分比率													
法定比率													

8C12

8C13

＊ 被相続人の死後、被相続人はアバターとして画面上に登場し、相続人と相続財産について話し合うことが可能となる。生前にヒアリングしたデータに基づいて、被相続人のアバターが相続人の「問い」に答えることによって、相続人が納得する確率が高くなる

おわりに

ずいぶん前の話（2017.3.8）であるが、東洋経済から「後悔しない今からの相続」というテーマでインタビューを受けたことがある。以下、その一部を紹介する。

—— 相続は“争続”であるとも言われます。家族や親族間のトラブルも多いようです。どのような事例が増えているのでしょうか。

ハツ尾 相続でトラブルになりやすいのは、兄弟など相続人の間です。特に不動産の相続はめめ事になりやすいですね。預貯金であれば容易に分割できますが、土地や建物の場合は簡単ではありません。親と同居していた兄弟が、親が亡くなった後も出ていかないため、売りに売れないという事例もよくあります。それぞれが結婚していて配偶者がいると、さらにまとまりにくい傾向があります。争いにならないためには、事前に被相続人（親など）が、自分が亡くなった後、財産をどうしてほしいかといった「思い」を伝えておくことが大切です。たとえば正月に実家に兄弟が集まったときなどに「自宅は長男に、その分の現金を妹に」などと話しておけば、後々めめ事になりにくいでしょう。

—— 「思い」を確実にするために、公正証書の遺言書にしておくのはどうでしょうか。

ハツ尾 確かに遺志は伝わるでしょうが、亡くなってから初めて「全財産を三女に譲る」といった遺言書が出てきた場合、亡くなった方の配偶者やほかの兄弟はどう思うでしょうか。実際には、このような遺言は遺留分を侵害するため、ほかの兄弟が「遺留分減殺請求」を行使することになり、裁判で争うこととなります。それだけでなく、たとえ3人兄弟に「3分の1ずつ」と記載されていたとしても納得のいかない人もいられるでしょう。大切なのは遺言書を書くか書かないかではなく、文字どおり、被相続人が相続人に対してしっかりと自分の気持ちを伝えることです。

（ゴチック：筆者）

(<https://toyokeizai.net/articles/-/158468>)

このように、当時のインタビューでも、相続人の争いを避けるために、被相続人が相続人に対して、直接、相続財産の按分を伝える重要性を述べている。そして、このようなことに躊躇っている被相続人をサポートするシステムとして、「被相続人の死後、喋る遺言書」が開発されたのである。

※この寄稿文の意見にわたる部分は執筆者の私見であることをお断りいたします。